

Ⅶ 長期給付事業について

一般組合員のみ

長期給付とは、組合員が退職した場合、重い病気やけがが原因で障がいの状態になった場合、また不幸にして死亡した場合などに、組合員と家族の生活の安定を図ることを目的として年金や一時金を支給するものです。

1 公的年金制度のあらまし

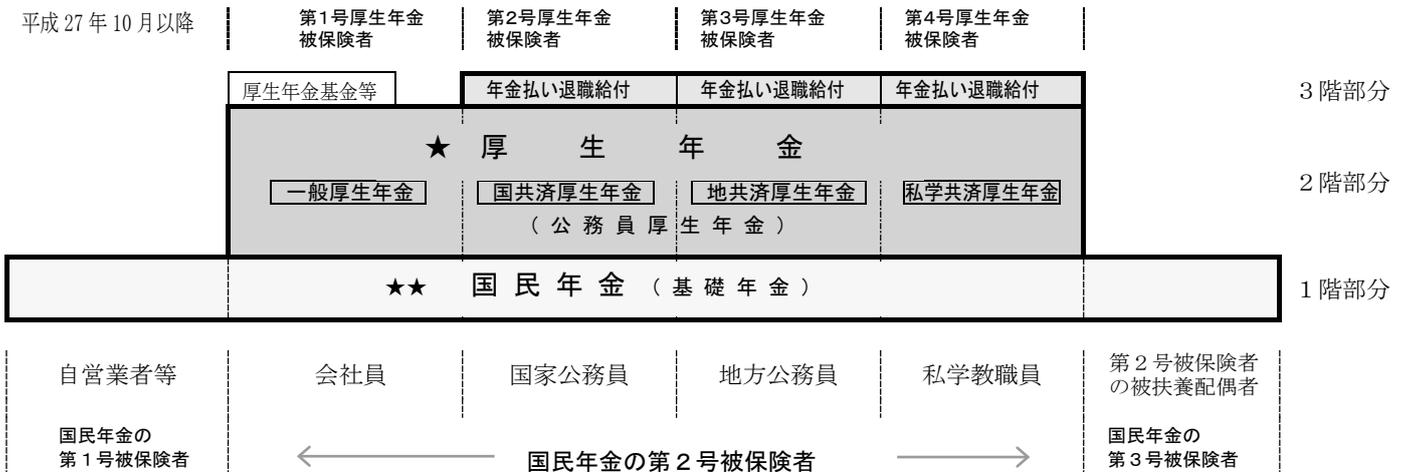
(1) 現行の年金制度

ア 厚生年金制度への加入年齢

70歳まで（70歳に到達すると被保険者の資格を喪失します。）

イ 公的年金制度のしくみ

平成27年10月に被用者年金制度が一元化され、公務員も厚生年金保険に加入することになりました。それにより、**公的年金制度は、下図のように被用者年金制度と基礎年金制度から構成され、共済組合員は厚生年金と国民年金の2つの年金制度に加入することになっています。**また、組合員に扶養されている配偶者（20歳～60歳）は、国民年金法の第3号被保険者として基礎年金制度が適用され（ただし組合員本人が65歳に達するまで）、その保険料は共済組合が拠出金として負担しますので、個々に保険料を納める必要はありません。



★被用者年金制度（厚生年金の被保険者の種類）

- ① 第1号厚生年金被保険者（一般厚生年金被保険者）…民間会社員
- ② 第2号厚生年金被保険者（国共済厚生年金被保険者）…国家公務員
- ③ 第3号厚生年金被保険者（地共済厚生年金被保険者）…地方公務員
- ④ 第4号厚生年金被保険者（私学共済厚生年金被保険者）…私立学校の教職員

★★基礎年金制度（国民年金の被保険者の種類）

- ① 第1号被保険者…20歳以上60歳未満の自営業の人や学生など
- ② 第2号被保険者…厚生年金保険の被保険者（第1号～第4号）
- ③ 第3号被保険者…第2号被保険者の被扶養配偶者で20歳以上60歳未満の人

ウ 長期給付の種類

区 分	厚生年金	内 容	国民年金 (日本年金機構裁定)
老齢給付	老齢厚生年金 (65歳未満は特別支給 の老齢厚生年金)	受給資格を満たし、支給開始年齢に達した ときに給付 (P93～参照)	老齢基礎年金 ※65歳から給付
障害給付 ※在職中の病気負傷により 障害の状態になったとき	障害厚生年金	病気又は負傷した者が、障害等級1～3級 の障害程度にあると認められたときに給付	障害基礎年金 ※1～2級のみ
	障害手当金	初診日から5年以内に治り、一定の障がい 状態にあると認められたときに給付	
遺族給付 ※死亡したとき	遺族厚生年金	組合員が死亡したとき及び年金受給者が死 亡したときに遺族に給付	遺族基礎年金 ※子*のある配偶者又は子* のみ *18歳に達する年度末まで 又は1～2級の障がいの状態 にある20歳までの子

2 老齢厚生年金等

(1) 老齢厚生年金の基本構成図

特別支給の老齢厚生年金

[支給要件]

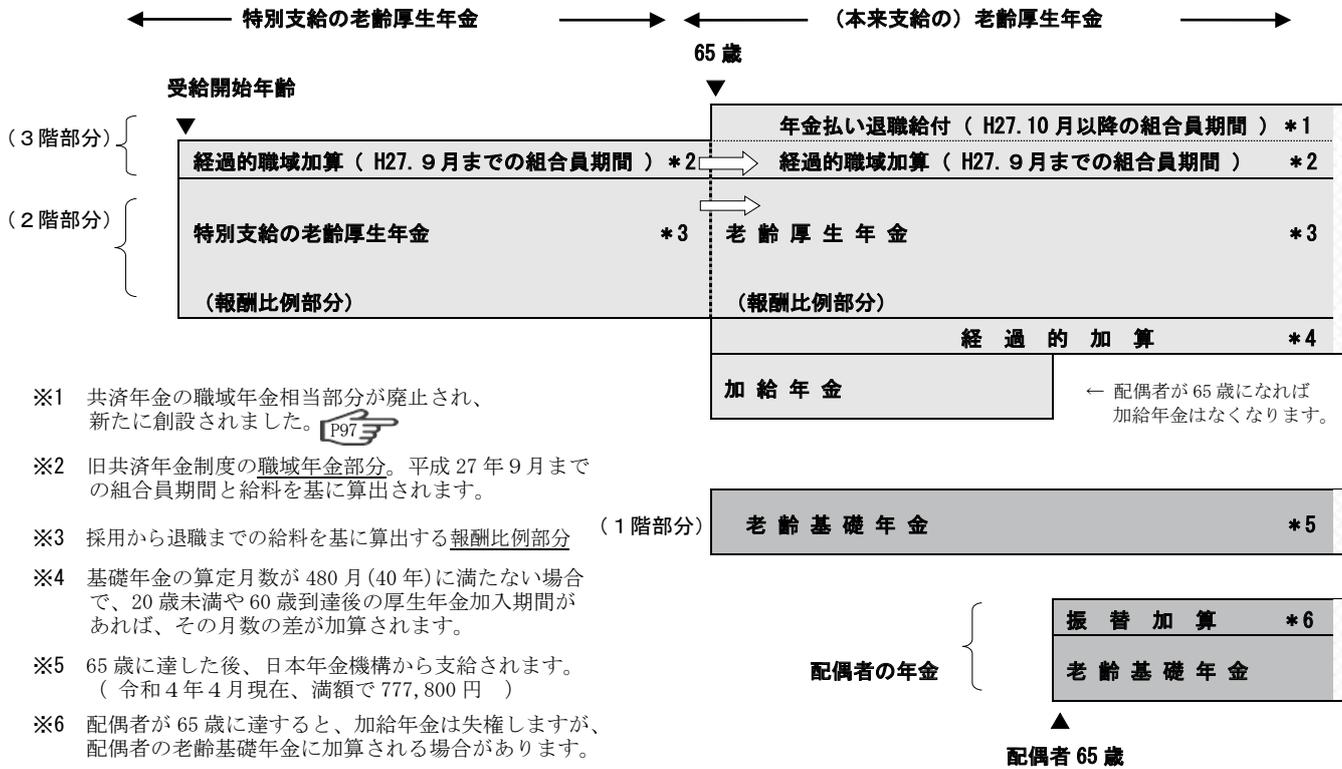
受給資格を満たし、支給開始年齢に達した人

※1年以上の厚生年金加入期間（合計）が必要

(本来支給の) 老齢厚生年金

[支給要件]

受給資格を満たし、65歳に達した人



(2) 老齢厚生年金

ア 受給資格は何年で発生するか【受給資格】

受給資格期間は下記の期間を合算し10年以上必要です。

(注) 平成29年8月1日前は25年以上必要です。

- 厚生年金保険の加入期間（第1号～第4号）
- 国民年金保険料納付済期間
- 国民年金法に規定する保険料免除期間（生活保護等により免除された期間）
- 国民年金法に規定する合算対象期間（任意加入期間等）

イ 何歳から受給できるか【支給開始年齢】

「(本来支給の) 老齢厚生年金」は65歳から支給されますが、特例により「特別支給の老齢厚生年金」が生年月日に応じた支給開始年齢から65歳まで支給されます。

支給開始年齢については、93ページのとおりです。

(ア) 「特別支給の老齢厚生年金」※昭和36年4月1日以前生まれのみ

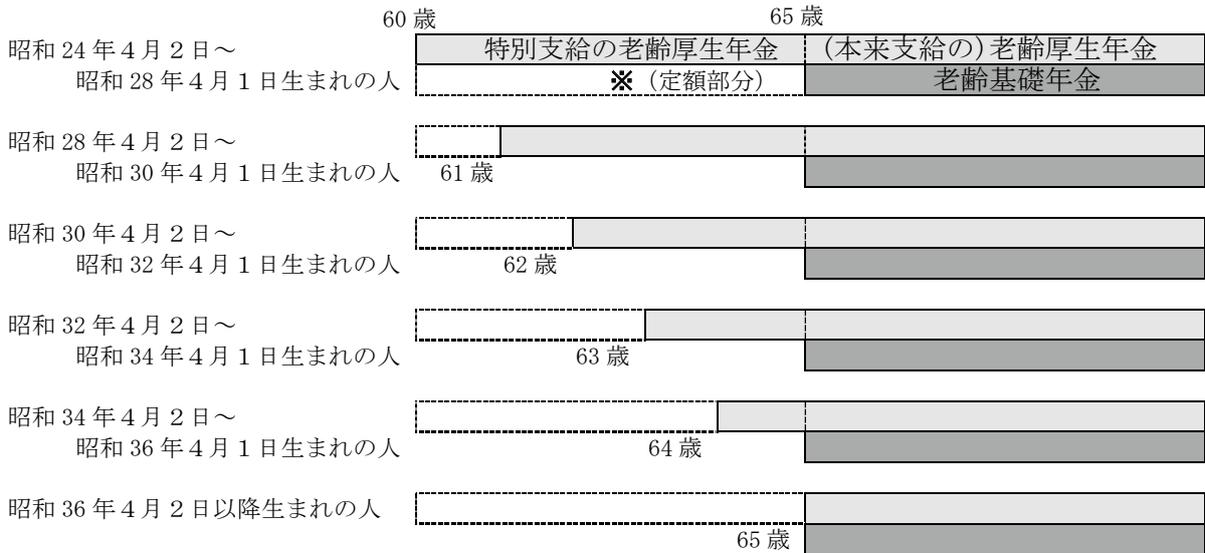
上記アの受給資格を満たし、1年以上の厚生年金加入期間（第1号～第4号を合算）がある者は、65歳まで、その者の生年月日に応じて支給されます。(繰下げ請求はできません。)

(イ) 「(本来支給の) 老齢厚生年金」

受給権者が65歳に達したとき、「特別支給の老齢厚生年金」は受給権が消滅し、新たに「(本来支給の) 老齢厚生年金」の受給権が生じます。

この場合、国民年金法による老齢基礎年金(日本年金機構裁定)も支給されます。

年金の支給開始年齢について



※昭和24年4月2日生まれ以降は定額部分の支給がありませんが、退職後、長期在職特例や障害者特例に該当する場合、定額部分が支給されます。

共済組合から支給される年金
 日本年金機構から支給される年金

○ 公務員以外の期間がある場合

厚生年金のうち第1号～第4号までの2以上の種別の期間を有する場合の請求は、種別により受給権発生年齢が異なります。

(参考) 受給権発生年齢一覧

年金加入期間	生年月日	第1号厚生年金		第2号～第4号厚生年金	
		男	女	男	女
1年以上	昭和28年4月2日～昭和30年4月1日	61	60	61	61
	昭和30年4月2日～昭和32年4月1日	62	60	62	62
	昭和32年4月2日～昭和33年4月1日	63	60	63	63
	昭和33年4月2日～昭和34年4月1日	63	61	63	63
	昭和34年4月2日～昭和35年4月1日	64	61	64	64
	昭和35年4月2日～昭和36年4月1日	64	62	64	64
	昭和36年4月2日～昭和37年4月1日	65	62	65	65
	昭和37年4月2日～昭和39年4月1日	65	63	65	65
	昭和39年4月2日～昭和41年4月1日	65	64	65	65
1年未満	昭和41年4月2日	65			
		65			

ウ 年金額の算出方法

年金の計算基礎となる給料の推移に伴い、期間ごとに分けて計算されます。

「ねんきん定期便」、「地共済年金情報 Web サイト」で年金見込額等の情報提供をしています。 

$$\text{平均給料月額} = \frac{\text{「掛金の標準となった給料の額に手当率 (1.25) を乗じて得た額の合算額} \times \text{再評価率」の総額}}{\text{平成 15 年 3 月以前の組合員期間の月数}}$$

平成 15 年 4 月～ (総報酬制導入)

$$\text{平均給与月額} = \frac{\text{「掛金の標準となった給料の額に手当率 (1.25) を乗じて得た額の合算額} \times \text{再評価率」} + \text{「掛金の標準となった期末手当等の額} \times \text{再評価率」の総額}}{\text{平成 15 年 4 月～平成 27 年 9 月の組合員期間の月数}}$$

平成 27 年 10 月～ (標準報酬制導入)

$$\text{平均標準報酬額} = \frac{\text{「標準報酬月額} \times \text{再評価率」} + \text{「標準期末手当} \times \text{再評価率」の総額}}{\text{平成 27 年 10 月以後の組合員期間の月数}}$$

(ア) 特別支給の老齢厚生年金

令和 4 年 4 月現在

$$\text{①基礎年金相当部分 (定額部分) ※} + \text{②厚生年金相当部分の額} + \text{③経過職域加算額} + \text{④ 加給年金額}$$

① 基礎年金相当部分 (定額部分) ※昭和 24 年 4 月 2 日生まれ以降は基本定額部分の支給がありません。 
 = 1,621 円 × 給付乗率 (基礎年金部分) × 組合員期間の月数 × 物価スライド率

② 厚生年金相当部分 = ⑦ + ⑧ + ⑨

- ⑦ 平均給料月額 × 給付乗率 (厚生年金部分) × 平成 15 年 3 月以前の組合員期間の月数 × 物価スライド率
- ⑧ 平均給与月額 × 給付乗率 (厚生年金部分) × 平成 15 年 4 月～平成 27 年 9 月の組合員期間の月数 × 物価スライド率
- ⑨ 平均標準報酬額 × 給付乗率 (厚生年金部分) × 平成 27 年 10 月以後の組合員期間の月数 × 物価スライド率

③ 経過職域加算額 = ⑩ + ⑪

- ⑩ 平均給料月額 × 給付乗率 (職域年金部分) × 平成 15 年 3 月以前の組合員期間の月数 × 物価スライド率
- ⑪ 平均給与月額 × 給付乗率 (職域年金部分) × 平成 15 年 4 月～平成 27 年 9 月の組合員期間の月数 × 物価スライド率

④ 加給年金 223,800 円 

(イ) (本来支給の) 老齢厚生年金

令和 4 年 4 月現在

$$\text{①厚生年金相当部分の額} + \text{③ 経過職域加算額} + \text{③経過的加算} + \text{④年金払い退職給付} + \text{⑤加給年金}$$

① 厚生年金相当部分 = ⑦ + ⑧

- ⑦ 平均給料月額 × 給付乗率 (厚生年金部分) × 平成 15 年 3 月以前の組合員期間の月数 × 物価スライド率
- ⑧ 平均給与月額 × 給付乗率 (厚生年金部分) × 平成 15 年 4 月～平成 27 年 9 月の組合員期間の月数 × 物価スライド率
- ⑨ 平均標準報酬額 × 給付乗率 (職域年金部分) × 平成 27 年 10 月以後の組合員期間の月数 × 物価スライド率

② 経過職域加算額 = ⑩ + ⑪

- ⑩ 平均給料月額 × 給付乗率 (職域年金部分) × 平成 15 年 3 月以前の組合員期間の月数 × 物価スライド率
- ⑪ 平均給与月額 × 給付乗率 (職域年金部分) × 平成 15 年 4 月～平成 27 年 9 月の組合員期間の月数 × 物価スライド率

③ 経過的加算 ⑦ - ⑩

- ⑦ 1,621 円 × 生年月日に応じた率 × 組合員期間の月数
- ⑩ 777,800 円 × $\frac{\text{昭和 36. 4. 1 以後の組合員期間の月数}}{\text{生年月日に応じた国民年金加入可能月数}}$

④ 年金払い退職給付 = ⑫ + ⑬

- ⑫ 給付算定基礎額 × 1/2 (組合員期間が 10 年に満たない場合は 1/4) ÷ 終身原価率 (受給権者の年齢に応じたもの)
- ⑬ 給付算定基礎額 × 1/2 (組合員期間が 10 年に満たない場合は 1/4) ÷ 有期原価率 (支給残月数に応じたもの)

⑤ 加給年金 223,800 円 

エ 加給年金について

(ア) 加給年金の受給資格

加給年金は組合員期間等（厚生年金加入期間合計）が20年以上ある組合員が65歳到達時（定額部分がある場合はその支給開始時）に、以下の要件を満たした配偶者又は子の生計を維持していた場合に、支給されます。

- 給与収入が850万円未満（5年以内に定年退職し、給与収入が850万円未満になる場合を含む。）又は所得が655万5千円未満で、65歳未満の配偶者又は18歳に達した年度末までの子（20歳未満で共済の定める障害等級1級又は2級の子を含む。）であること

(イ) 加給年金対象者の生計維持認定

（特別支給の）老齢厚生年金の新規決定請求時に（事前）認定を行います。

(ウ) 加給年金額

令和4年4月現在

区 分		支 給 額	特別加算額※
配 偶 者		223,800 円	165,100 円
子	2人目まで1人につき	223,800 円	
	3人目以降1人につき	74,600 円	

※特別加算額は、受給者の生年月日に応じて加算されます。
（昭和18年4月2日以降生まれの方は、左記の額）

(エ) 加給年金の停止

上記（ア）の要件に該当していても、以下の場合は支給停止となり、その事由がなくなるまで支給されません。

- 加給年金対象者が厚生年金等の公的年金（厚生年金加入期間の合計が20年以上あるもの又は障がい給付事由とするもの）の受給権を有するとき（国民年金の老齢基礎年金、議員年金を除く。）
- 年金受給者の年金が全額支給停止となったとき
- 年金受給者が障害者特例又は長期在職者特例の適用を受けなくなったとき

(オ) 加給年金の失権

上記（ア）の要件に該当しなくなった場合には失権します。なお、一旦失権すると再び加給年金の対象にはなりません。

オ 定額部分支給の特例

以下の要件を満たす者が、「特別支給の老齢厚生年金」の受給権発生時以降に、厚生年金制度に加入していなければ、老齢基礎年金に相当する年金額が定額部分として支給されます。

また、加給年金の支給要件を満たす場合は、加給年金も併せて支給されます。

- 厚生年金第2号と第3号を合わせた期間が44年以上あるとき（**長期在職者特例**）
- 障害等級が3級以上の障がいの状態に該当するとき（**障害者特例**）

カ 繰上げ支給について

(ア) 繰上げ支給の老齢厚生年金

60歳に達したときから老齢厚生年金の繰上げ支給が請求できます。繰上げ請求を行うと、繰上げ月数1か月あたり0.4%（昭和37年4月1日以前生まれは0.5%）減額されます。在職中であっても請求することができますが、給与所得があることから老齢厚生年金は一部又は全部が支給停止されますのでご注意ください。

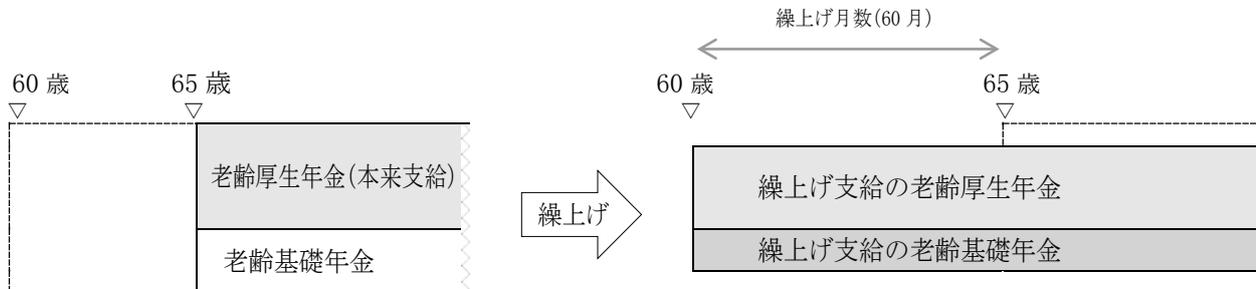
【受給要件】

- ① 受給資格期間が10年以上かつ、1年以上の組合員期間等（厚生年金加入期間合計）があること
- ② 60歳以上で、特例支給開始年齢未満であること
- ③ 国民年金の任意加入被保険者でないこと

【重要事項】

- ① 繰上げは、厚生年金加入期間（第1号～第4号）の年金の全てを同時に行います。
- ② 老齢基礎年金も同時に繰り上げる必要があります。
- ③ 繰上げ請求を行うと、障害基礎（厚生）年金に関する以下の請求等ができません。
 - ・事後重症などによる障害基礎（厚生）年金の請求
 - ・繰上げ請求を行った後に初診日がある障害基礎年金の請求
 - ・3級の障害厚生年金を受給している方の障害の程度が増進した場合の改定請求
- ④ 特別支給の老齢厚生年金受給開始後は老齢基礎年金のみを繰上げ請求できます。（昭和36年4月1日以前生まれのみ）

（例）65歳支給開始の者（昭和37年4月2日以降生まれ）が60歳で繰上げ請求した場合

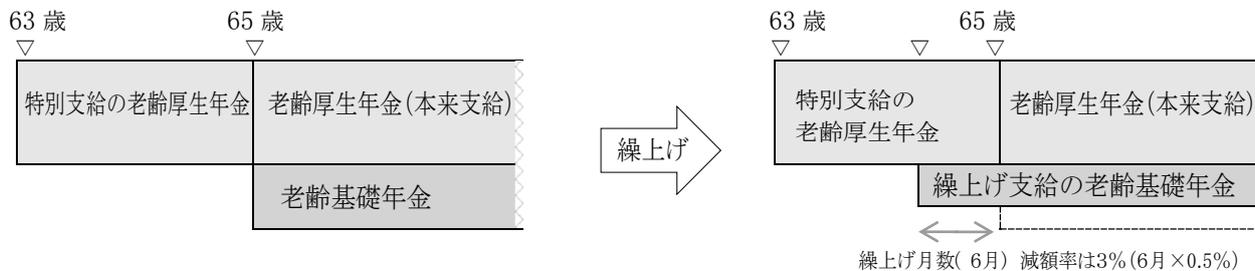


・繰上げ支給の老齢厚生年金
老齢基礎年金 : 繰上げをしない場合の老齢厚生年金の額から60月分(60歳～65歳の月数)が減額されます。 **減額率は24% (60月×0.4%)**

(イ) 繰上げ支給の老齢基礎年金 ※昭和36年4月1日以前生まれのみ

特別支給の老齢厚生年金の受給者は、特別支給の老齢厚生年金の受給開始後であれば、老齢基礎年金のみを繰上げ請求できます。

（例）63歳支給開始の者（昭和32年4月2日～昭和34年4月1日生まれ）が65歳になる半年前に老齢基礎年金を繰上げ請求した場合



キ 既給一時金の返還について

(ア) 既給一時金の返還

過去に退職一時金（退職給与金及び一時恩給）の支給を受けた組合員が年金を受ける権利を取得した場合は、その支給を受けた退職一時金等の額に受給権発生までの一定の利子を付した額を返還していただきます。（複利計算）

(イ) 返還方法

退職一時金等の受給の有無については、公立学校共済組合が調査を行い、年金の請求時に退職一時金に係る返還見込額をあらかじめ印字した請求書類をお渡します。この欄に署名して提出することにより、年金受給額の半額を限度として分割返還（支給される年金から控除）されます。

ク 繰下げ支給について

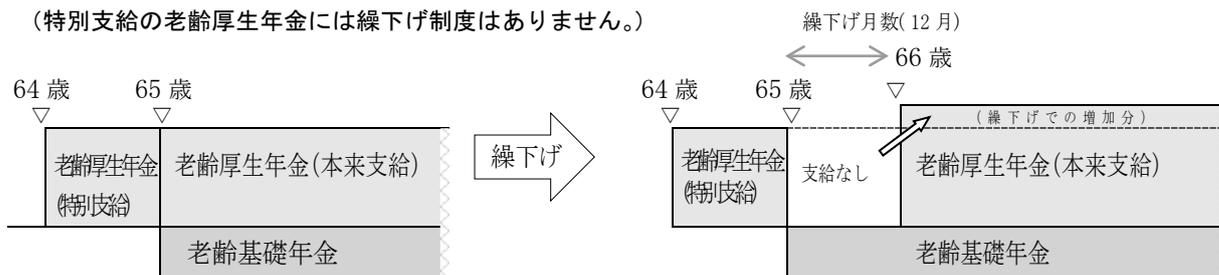
「(本来支給の)老齢厚生年金」と「老齢基礎年金」は、繰下げ請求ができます。一方を繰下げ、もう一方は65歳で請求することもできます。繰下げ請求は、12月以上繰下げの必要があり、最大で120月・75歳(昭和27年4月1日以前生まれは60月・70歳)まで繰下げが可能です。繰下げ請求をした場合は、繰下げ月数1か月あたり0.7%の増額になります。

【重要事項】

- ① 繰下げは、厚生年金加入期間(第1号～第4号)の年金の全てを同時に行います。
- ② 繰下げ請求で支給される年金額は、65歳で請求した場合の年金額が在職給料との調整の結果、少額であれば、その少額に対して繰下げ月数1か月あたり0.7%を乗じた額となります。
- ③ 老齢厚生年金を繰下げて支給がない間は、加給年金が支給停止されます。
- ④ 障害年金(障害基礎年金除く)又は遺族年金の受給権がある方は、老齢厚生年金の繰下げ請求はできません。

(例) 老齢厚生年金(本来支給)のみを66歳で繰下げて請求した場合

(特別支給の老齢厚生年金には繰下げ制度はありません。)



65歳で請求する老齢厚生年金の額から12月分(65歳～66歳の月数)が増額されます。 **増額率は8.4% (12月×0.7%)**

(3) 年金払い退職給付(法令上の正式名称:退職等年金給付)

共済年金の職域年金相当部分廃止後の新たな年金として創設されました。

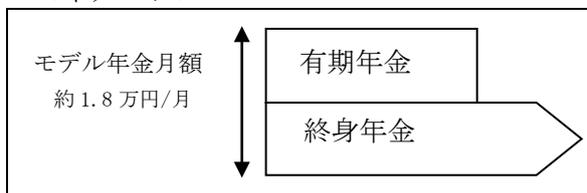
平成27年10月以降の組合員期間が算定の基礎となります。

給付算定基礎額残高等について、年1回、情報提供をしています。

ア 「退職年金」

1年以上引き続き厚生年金加入期間を有する方が、退職した後65歳に達したとき、又は65歳に達した日以後に退職したときに支給されます。60歳から繰上げ可能です。また、原則75歳(昭和27年4月1日以前生まれは70歳)までは繰下げも可能です。退職時まで積み立てた給付算定基礎額の半分は有期年金、半分は終身年金として支給されます。ただし、在職中(常勤の公務員など一般組合員である期間)は、全額支給停止となります。また、受給者がお亡くなりになった場合は、終身年金部分は終了し、有期年金に残余年月がある場合は、遺族に一時金として支給されます。

<イメージ>



有期年金の受け取りは、10年、20年又は一時金のいずれかを選択します。

一時金で受け取った場合の所得税額は、退職手当金(4年以内に支給を受けたもの)から徴収された所得税を考慮して計算されます。

*モデル年金月額、標準報酬月額36万円、40年加入等の前提において試算

イ 「公務障害年金」

公務による傷病(通勤災害は除く。)により障がいの状態になった方に、障がいの状態である間、支給されます。全額、終身年金とし、支給額は従来の公務等による障害共済年金と同程度の水準です。ただし、在職中(常勤の公務員など一般組合員である期間)は全額支給停止されます。

ウ 「公務遺族年金」

公務による傷病(通勤災害は除く。)により亡くなられた場合で、遺族がいるときに支給されます。全額、終身年金とし、支給額は従来の公務等による遺族共済年金と同程度の水準です。

3 障害厚生年金等

(1) 障害厚生年金 次の支給要件①または②に該当する場合に請求できます。

ア 支給要件①

次の(ア)～(ウ)を満たす場合【**障害認定日請求**】

(ア) 病気にかかり、又は負傷した者で、その傷病について初めて医師の診療を受けた日(初診日)に組合員であった者

(イ) 次の①又は②の保険料納付要件を満たしていること

① 初診日の前日において、初診日のある月の前々月までの公的年金の加入期間の3分の2以上の期間について、保険料が納付または免除されていること

② 初診日において65歳未満であり、初診日のある月の前々月までの1年間に保険料の未納がないこと

(ウ) 初診日から1年6月を経過した日又は、その症状が固定し治療の効果が期待できない状態に至った日(障害認定日)に一定の障がい状態にあること

(注) 障害厚生年金は障害認定日において、その傷病が地方公務員等共済組合法施行令別表第1に定める障害等級1, 2級又は3級に該当する障がいの状態に認定された場合、その障害程度に応じて支給されます(障害等級は身体障害者手帳の等級とは関連がありません)。

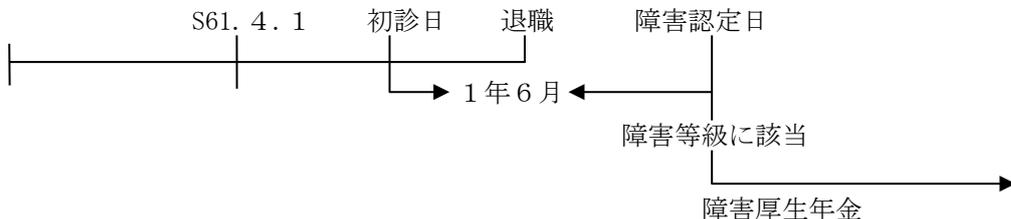
なお、初診日から1年6月を経過する前に次表の状態になったときは、それぞれ定められた日が障害認定日です。

- | | | |
|---|---|-----------------------------|
| ① | 上下肢いずれかを離断又は切断 | ・・・その日 |
| ② | 人工骨頭又は人工関節を挿入置換 | ・・・その日 |
| ③ | 脳血管疾患による機能障害 | ・・・初診日から6か月を経過した日以後(注1) |
| ④ | 心臓ペースメーカー、植え込み型除細動器(ICD)又は人工弁を装着 | ・・・その日 |
| ⑤ | 心臓移植、人工心臓、補助人工心臓 | ・・・移植又は装着日 |
| ⑥ | CRT(心臓再同期医療機器)、CRT-D(除細動器機能付き心臓再同期医療機器) | ・・・装着日 |
| ⑦ | 人工血管(ステントグラフト含む) | ・・・挿入置換日(注2) |
| ⑧ | 人工透析を施行 | ・・・透析開始から3か月を経過した日 |
| ⑨ | 人工肛門を造設、尿路変更術を施行 | ・・・施行開始から6か月を経過した日 |
| ⑩ | 新膀胱を造設 | ・・・その日 |
| ⑪ | 喉頭を全摘出している | ・・・その日 |
| ⑫ | 在宅酸素療法を行っている | ・・・その日 |
| ⑬ | 遷延性植物状態であるもの | ・・・状態になった日から3か月を経過した日以後(注1) |
- (注1) 医学的観点から、それ以上の機能回復がほとんど望めないと認められる場合等
 (注2) 胸部大動脈解離や胸部大動脈瘤によるもの

(在職中認定例)



(退職後認定例)

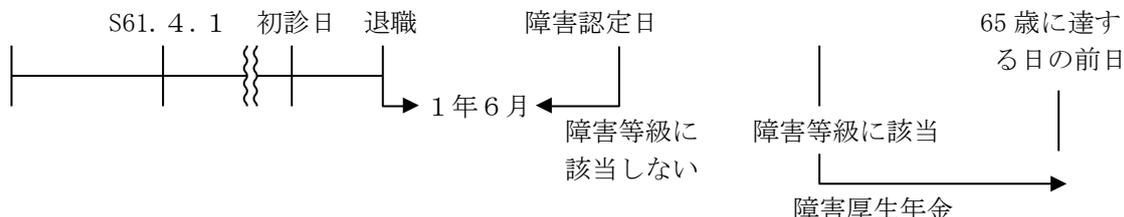


支給要件②

障害認定日以後に1～3級に該当する障がいの状態となったとき【事後重症制度】

傷病によっては、徐々に病状が進行していくものがあるため、その傷病の初診日が組合員期間であり、障害認定日に障害等級が1～3級に該当しなくても、その後、65歳に達するまでに障害等級1～3級に該当する障がいの状態になったときは、障害厚生年金が支給されます。

(事後重症認定例)



イ 障害程度の認定及び請求について

障害厚生年金の請求にあたっては、障害程度の認定を受ける必要があります。請求される場合、症状やその傷病の初診日等を聞いた上で、請求書類と併せて認定に必要な書類を送付します。認定の結果、地方公務員等共済組合法に定める障害等級1級～3級に該当しない場合、請求は取り下げとなります。

ウ 年金額の算出方法

障害厚生年金の額は、平均給料（給与）月額、平均標準報酬額、厚生年金加入期間及び障害等級によって算出されます。ただし、算出に当たっては、障害認定日の属する月後の加入期間は、年金額の算定の基礎にはなりません。また、障害認定日において2以上の種別の期間がある場合には、それぞれの期間ごとに計算した額を合算して支給されます。なお、基礎となる組合員期間が300月に満たない場合は、300月として算定されます。

例)	加入機関	被保険者期間 (障害認定日まで)	各被保険者期間における年金額
	第1号（民間企業）	10年	200,000円
	第4号（私立学校）	10年	220,000円
	第3号（公立学校）	15年	600,000円（初診日）
	合計年金額	35年	1,020,000円 ←公立共済でまとめて支給

障害程度の等級が3級以上であれば、障害厚生年金が支給され、1級又は2級に該当した場合には、日本年金機構から障害基礎年金が併せて支給されます。

障害基礎年金が支給されない方（3級等）で、厚生年金相当部分の額が、障害基礎年金の4分の3に満たない場合は、その額が保障されます。

エ 加給年金について

障害等級1級又は2級に該当した場合は、対象者がいる場合、加給年金額が加算（配偶者は障害厚生年金、子は障害基礎年金に加算）されます。対象者、加給年金額、停止要件等は、老齢厚生年金と同様ですが、年金受給権者の生年月日に応じた加算額はありません。 

なお、平成23年4月以降は、受給権を取得した後に、結婚や子の出生などにより、受給権者によって生計を維持する配偶者や子を有するに至った場合も加算の対象となります。

オ 在職中の支給について

共済組合が定める障害等級1～3級に該当するときは、在職中に年金請求を行うことにより障害厚生年金が決定され、在職中であっても障害給付が受けられます。ただし、障害共済年金における経過的職域加算額については、厚生年金（第2号又は第3号）加入中は地方公務員等共済組合法により全額停止されず。

また、障害等級が1級又は2級の障害等級の状態に該当すれば、障害基礎年金（日本年金機構から支給）も併せて支給されます。

カ 傷病手当金を受ける者の場合

障害厚生年金又は老齢厚生年金を現に受給する者が傷病手当金を受ける場合、傷病手当金の一部又は全部が調整されます。

キ 失権

- ・受給権者が死亡したとき
- ・障がい程度が減退して障害程度が3級に該当しなくなった日から支給停止し、そのまま65歳に達したとき（3級に該当しなくなった日から3年を経過していないときを除く。）
- ・障害等級に該当する程度の障害状態に該当しなくなった日から起算して障害等級に該当することなく3年を経過したとき（3年を経過した日において、65歳未満であるときを除く。）

ク 障害基礎年金

障害等級1、2級の場合、日本年金機構から支給されます。（子の加給年金額は  ）
《支給額》 令和4年4月現在

基礎年金種別	金 額	
障害基礎年金（定額）	1級	972,250円
	2級	777,800円

ケ 特別支給の老齢厚生年金にかかる特例について ※昭和36年4月1日以前生まれのみ

共済組合が定める障害等級が3級以上に該当するときは、厚生年金制度に加入していないことを要件に、老齢厚生年金の給料比例部分開始年齢から定額部分が支給されます。（支給開始年齢については  ）

(2) 障害手当金

ア 支給要件

在職中に初診日のある傷病が、初診日から5年以内に治り、3級の障害よりやや程度の軽い障害が残ったときに支給される一時金です。障害手当金を受ける場合も保険料納付要件を満たしている必要があります。在職中でも受給可能です。障害手当金を受給したのち、同一傷病による障害厚生年金が発生する場合は、障害手当金を返還していただきます。

イ 他の給付との調整

次の支給を受けられる場合、障害手当金は支給されません。

- ・国民年金法、厚生年金法または共済組合法による年金給付の受給権者
- ・通勤災害の障害補償又はこれに相当する補償を受ける権利を有する者
- ・船員保険法による障害を事由とする給付を受けられる者

ウ 障害手当金の額

障害手当金の額は、2級障害厚生年金（加給年金額を除く。）の額の2年分に相当する額が支給されます。ただし、障害基礎年金の4分の3に満たない場合は、その額が保障されます。

4 遺族厚生年金等

(1) 遺族厚生年金

ア 支給要件

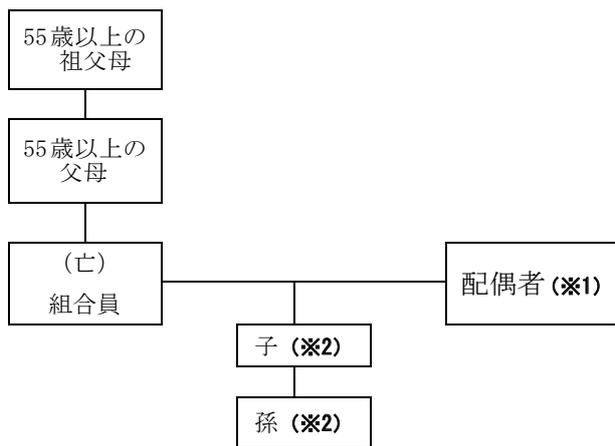
- (ア) 組合員が死亡したとき
 - (イ) 組合員期間中に初診があった傷病により、その初診から5年以内に死亡したとき
 - (ウ) 1～2級の障害厚生（共済）年金の受給権者が死亡したとき
 - (エ) 老齢厚生年金（退職共済年金）若しくは旧共済法に基づく退職年金（減額退職年金及び通算退職年金を含む。）の受給権者、又は受給資格期間が25年以上である者が死亡したとき
- ⑨ (ア) と (イ) は国民年金の保険料納付要件が問われます。

【2つ以上の厚生年金被保険者期間を有する場合】

支給要件の（ア）から（ウ）までに該当することによる遺族厚生年金で、組合員が2つ以上の種類の厚生年金被保険者期間を有していた場合、その被保険者期間が1つであるものとみなして、原則として死亡日の属する実施機関において決定されます。

イ 遺族の範囲

組合員又は組合員であった者の死亡の当時、その者により生計を維持されていた者（生計が同一）。その者により生計を維持されていた者とは、給与収入が年額850万円未満（5年以内に定年退職し850万円未満となる者を含む。）又は所得が655万5千円未満の次図の者



- (※1) ・55歳未満の夫は対象外です。
・平成19年4月1日から、遺族基礎年金の受給権がない30歳未満の妻に対して支給される遺族厚生（共済）年金は、5年間で支給終了することになりました。
- (※2) 次の①又は②の方に限ります。
 - ① 18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にあって配偶者のいない方
 - ② 組合員であった方の死亡当時から引き続き障害等級が1級もしくは2級の障害状態にある20歳未満で配偶者のいない方

ウ 遺族の支給順序等

順位	遺族（上記イ参照）	備考
1	配偶者と子 （夫は55歳以上）	子に対する遺族厚生年金は、同順位である配偶者が遺族厚生年金を受ける権利を有する間、その支給が停止されます。
2	55歳以上の父母	先順位者の遺族があるときは、後順位者の遺族には支給されません。また、平成27年10月以降は、先順位者が失権しても後順位者には支給されません。
3	孫	
4	55歳以上の祖父母	

※ 子のいない夫、父母または祖父母に対する遺族厚生年金は、その方が60歳に達するまでは、支給停止されます。ただし、55歳以上60歳未満の夫は遺族基礎年金を受給している場合に限り、遺族厚生年金も併せて支給されます。（平成26年4月改正）

エ 子のない中高齢の妻に対する加算【中高齢寡婦加算】

組合員の厚生年金被保険者期間が20年以上で遺族厚生年金の受給者権が妻の場合、妻本人の老齢基礎年金を受給できるまで、一定額が遺族厚生年金に加算されます。ただし、40歳未満又は遺族基礎年金を受給中の場合、支給は停止します。

- (ア) 40歳以上65歳未満の妻 583,400円（令和4年4月現在の単価）
- (イ) 65歳以上の妻 経過的中高年齢寡婦加算の額（妻の生年月日により異なります。）
65歳以上の妻は、本人の老齢基礎年金が支給されるため、583,400円の加算額は打切られます。
しかし、昭和31年4月1日以前に生まれた妻は、国民年金の加入期間が短く老齢基礎年金が低額となるため、加算額の一部を引き続き支給する経過措置として、経過的中高年齢寡婦加算が設けられています。

オ 失権

次のいずれかに該当したときに失権します。

- (ア) 死亡したとき
- (イ) 婚姻したとき
- (ウ) 直系血族及び直系姻族以外の者の養子となったとき
- (エ) 死亡した組合員との親族関係が離縁によって終了したとき
- (オ) 受給権者の子や孫が18歳に達した年度末を迎えたとき、障害程度1～2級の子や孫が20歳になったとき、又は1～2級の障がいの状態でなくなったとき（18歳未満の者を除く。）

カ 遺族基礎年金

遺族基礎年金は、組合員の死亡当時、その者によって生計を維持されていた（年収が850万円未満の）次の者がいる場合に支給されます。

- (ア) 死亡した者の配偶者であって、(イ)に該当する子と生計を同一にしている者
- (イ) 死亡した者の18歳に達する年度末までの子または1級・2級の障害の状態にある20歳未満の子でいずれも婚姻していない者

子に対する遺族基礎年金は、配偶者が受給している間は支給停止されます。

《支給額》 基本額+加算額		令和4年4月現在
基本額		777,800円
加算額	第1子、第2子	223,800円
	第3子から1人につき	74,600円

(注)子が遺族基礎年金を受給する場合の加算額は第2子以降について行います。

(2) 未支給年金

前記(1)ア(ウ)、(エ)の者(☞P101)が死亡した場合において、その死亡した者に支給すべき年金でまだその者に支給しなかったものがあるときは、その配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹又はそれ以外の三親等内の親族(甥、姪、子の妻等)であって、死亡時にその者と生計を同じくしていた者に支給されます。

5 年金支給関係等

(1) ワンストップサービス

被用者年金制度の一元化によって、年金相談や届書等の受付は、できる限りワンストップサービスを実施し、すべての窓口（年金事務所や各共済組合等）において対応ができるようになりました。**（障害給付は除きます。）**

- ・ 厚生年金加入歴が第1号から第4号の複数あったとしても、1回の手続きですべての厚生年金期間の請求ができます。請求の受けはどこの窓口でも可能です。加入歴のない実施機関に請求することもできます。
- ・ 請求案内は、受給権発生年齢の直前に最後に加入していた実施機関（第1号～第4号）から送付されます。公立学校共済組合では、現職者は支部から、年金待機者（退職者）は本部から案内します。
- ・ 請求書の提出は、基本的には送付元に行く（郵送する）のが効率的です。
- ・ 最初に受付けた実施機関が他の実施機関に請求書等を回付し、年金の裁定と支給については、第1号から第4号の実施機関が各々の加入期間に応じて別々に行います。

加入する 厚生年金 の区分	民間会社の勤務	公務員の共済組合に加入した期間		私学教職員の期間
		国家公務員	地方公務員	
第1号： 一般厚生年金期間		第2号： 国共済厚生年金期間	第3号： 地共済厚生年金期間	第4号： 私学共済厚生年金期間
請求書の 提出窓口	<ul style="list-style-type: none"> ・ 年金事務所 ・ 各共済組合 ・ 私学共済事務所 原則、どこでも受付可能です。 ＊年金相談や各種届出などの多くが、どの窓口でも対応可能です。			
年金の裁定	日本年金機構	共済組合（最終に所属する共済組合）		私学共済
年金の支払	日本年金機構	共済組合（ " " ）		私学共済

(2) 年金の定期支給月

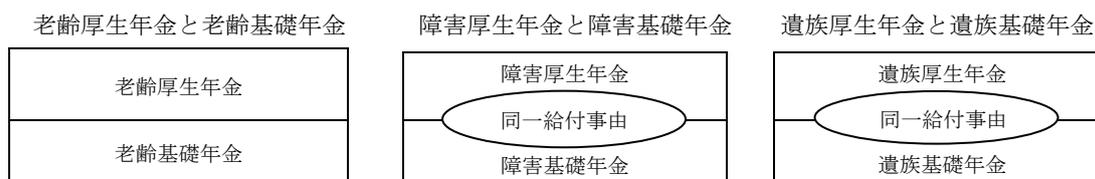
支給月	2月	4月	6月	8月	10月	12月
支給対象月	12、1月分	2、3月分	4、5月分	6、7月分	8、9月	10、11月分

(3) 年金の併給調整

年金の受給者が他の年金受給権を有することとなった場合、原則として、いずれか1つの年金を選択することになります。その結果、選択しなかった年金は、支給が停止されます。これを「併給調整」といいます。ただし、次の場合には併給が可能です。

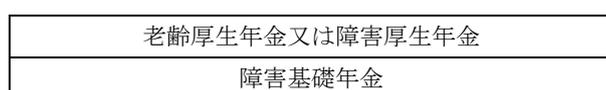
厚生年金と基礎年金との併給

(ア) 同一の給付事由に基づく年金



(イ) 厚生年金と基礎年金をそれぞれ選択（65歳以降）

65歳以上の障害基礎年金の受給権者が、老齢厚生年金受給権者である場合は、老齢基礎年金を停止し、障害基礎年金を受給することができます。



(4) 在職中の支給について

組合員である間に（特別支給の）老齢厚生年金の支給開始年齢に達した場合や、障害厚生年金の受給権が発生した場合、在職中でも年金請求をしていただきます。

ただし、在職中は経過職域加算額の支給は全額停止されます。また、老齢厚生年金については、給与に応じて厚生年金相当部分の一部又は全部が支給停止されます。

(5) 年金受給者が再就職をした場合

年金受給者が就職し、厚生年金制度の被保険者になった場合は、年金の一部又は全部が支給停止されます。（勤務情報の収集に時間を要するため、遡及して支給調整を行います。）

また、公務員共済（公務員厚生年金）に加入した場合は、職域年金相当部分（経過職域加算額）及び退職等年金給付の全額が支給停止となります。「再就職届書」を提出してください。なお、他共済で再就職した場合は、年金証書を添付してください。

老齢厚生年金（報酬比例部分）の停止について

（賃金＋年金）が 47万円*を超えた場合に支給調整

* 物価と賃金の変動に応じて1万円単位で改定されます。

* 令和5年4月から48万円（予定）

【支給停止額計算】

支給停止基準額は、次の式により算出される支給停止基準額（月額）に12を乗じた額です。

支給停止基準額が老齢厚生年金の額を超える場合は、繰下げ加算額及び経過職域加算額を除き、全額支給停止されます。その場合、加給年金も支給停止されます。

厚生年金（第1～4号）に加入しない就職は、年金が全額支給されます。（給与所得による調整は受けません。）

$$\text{支給停止基準額（月額）} = (\text{総報酬月額相当額（注1）} + \text{基本月額（注2）} - 47\text{万円}) \times 1 / 2$$

（注1）総報酬月額相当額（賃金）

（標準報酬の月額＋その月以前の1年間の標準賞与額の総額）×1/12

（注2）基本月額（年金）

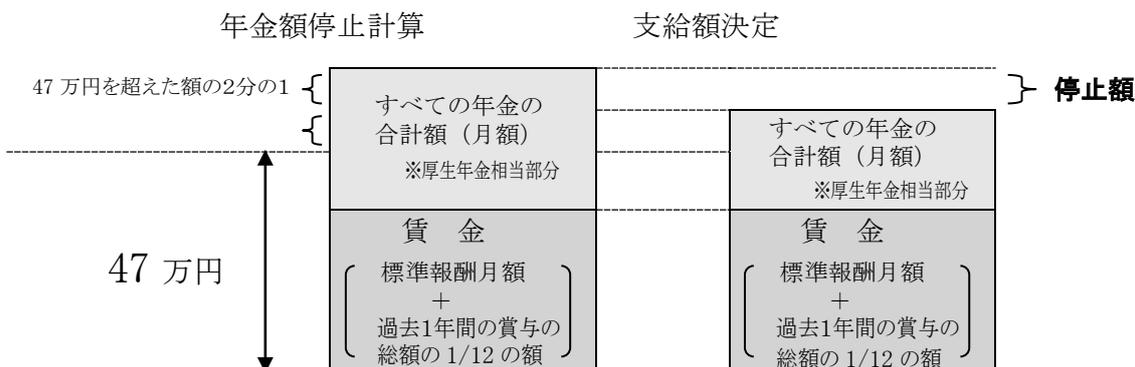
老齢厚生年金の額から、経過職域加算の額、加給年金額及び経過職域加算の額を除いた報酬比例部分

$$\left[\begin{array}{l} \text{老齢厚生年金の額} \\ - \text{経過職域加算の額} \\ - \text{経過職域加算の額} \\ - \text{加給年金額} \end{array} \right] \div 12$$

（年金構成図）



支給停止のイメージ



(6) 失業給付と老齢厚生年金との調整

65歳未満の特別支給の老齢厚生年金の受給権者が、雇用保険法による失業給付（基本手当等）を受けるときは、特別支給の老齢厚生年金が支給停止されます（経過的職域加算額は除く）。

※ 公務員（大学の教員等一部を除く。）は、定年退職までは雇用保険の被保険者ではありません。
定年退職後、雇用保険適用事業所（民間企業等）に再就職した後、雇用保険法による失業等給付を受ける場合は調整の対象となります。《再任用教職員の方で、雇用保険法の適用を受けている場合も同様です。》

ア 調整方法

特別支給の老齢厚生年金を受給している者が失業給付を受給する場合、求職の申込みを行った日の属する月の翌月から、失業給付の受給期間が経過した日の属する月、又は所定の給付日数を受け終わった日の属する月まで（「調整対象期間」という。）、特別支給の老齢厚生年金は支給停止となります。

ただし、調整対象期間で基本手当が支給された日（これに準ずる日として政令で定める日を含む。）が1日もない月については、特別支給の老齢厚生年金は支給されます。

政令で定める日＝現に基本手当の支給対象となった日に準ずる日
 ① 待機期間
 ② 職業紹介拒否、訓練受講拒否に係る給付制限期間（1か月）
 ③ 離職理由による給付制限期間（1～3か月）

イ 基本手当と年金の調整のしくみ

	▼求職の申込み		失業給付の受給期間満了▼			
	5月	6月	7月	8月	9月	
雇用保険		基本手当受給	基本手当受給	基本手当受給		
年金	年金支給	年金支給停止	年金支給停止	年金支給停止	年金支給停止	年金受給

ウ 年金の支給停止及び解除

基本手当を1日でも受給した月がある場合、その月の年金は支給停止され、基本手当の受給期間又は所定給付日数が満了した時点で次の計算式により支給停止解除月数が算出されます。解除月数が1か月以上の場合は、それに相当する月数分の支給停止が解除され、直近の年金停止月分から順次遡及して支給されます。

$$\text{支給停止解除月数} = \text{年金停止月数} - (\text{基本手当の支給対象となった日数} \div 30) \text{ (端数は切上げ)}$$

(7) 組合員又は元組合員等が禁錮以上等の刑に処せられた時の年金の支給【年金の給付制限】

組合員又は組合員であった者が、反社会的行為によって一定以上の行政処分及び刑罰に処せられた場合、経過的職域加算額、及び退職年金（終身退職年金のみ）の一部が支給停止されます。

また、公務障害年金又は公務遺族年金についても、その一部が支給停止されます。（公務障害年金の場合は、下表の退職年金（終身）当該率の1/2の率）

給付制限は、当該給付制限の開始から通算して60月に限り行われます。

	経過的職域加算額にかかる制限	退職年金（終身）にかかる制限
禁錮以上の刑	$\frac{50}{100}$	$\frac{100}{100}$
懲戒処分による退職	$\frac{\text{懲戒処分による退職に引き続く組合員期間}}{\text{年金の基礎となった組合員期間}} \times \frac{50}{100}$	$\frac{\text{懲戒処分による退職に引き続く組合員期間}}{\text{年金の基礎となった組合員期間}} \times \frac{100}{100}$
停職の処分	$\frac{\text{停職処分を受けた組合員期間}}{\text{年金の基礎となった組合員期間}} \times \frac{25}{100}$	$\frac{\text{停職処分を受けた期間の日数}}{365 \text{ 日}} \times \frac{50}{100}$
退職手当支給制限等処分	$\frac{\text{退職手当支給制限等処分の対象となった退職手当に係る退職までの引き続く組合員期間}}{\text{年金の基礎となった組合員期間}} \times \frac{50}{100}$	$\frac{\text{退職手当支給制限等処分の対象となった退職手当に係る退職までの引き続く組合員期間}}{\text{年金の基礎となった組合員期間}} \times \frac{100}{100}$

6 その他

(1) 3歳未満の子を養育している場合の標準報酬月額の特例の申請について（制度は ）

ア 3歳未満養育特例を申請する場合（産休・育休中の場合は復職後に申請してください。）

【提出書類】

① 「3歳未満の子を養育する旨の申出書」 * 

② 添付書類

特例開始日前後の出勤簿の写し（例：特例開始日が4月1日の場合、3月と4月の2か月分必要）

<子が組合員以外の被扶養者>

→ ・世帯全員の住民票（関係が確認できるもの）

・子の戸籍謄（抄）本（世帯主が組合員でない場合のみ）

※住民票、戸籍謄（抄）本については、提出日から遡って90日以内に交付されたもの

※育児休業から復職した場合は、復職日以降に交付されたもの

イ 3歳未満の子を養育しなくなった場合

3歳未満養育特例の適用期間中に以下に該当した場合は次の手続きが必要です。

なお、該当することなく3歳をむかえられた場合は提出不要です。

① 他の子を養育することとなったとき

② 子が死亡したとき、又は養育しなくなったとき（別居を含む。）

③ 育児休業等（掛金免除）を開始したとき

④ 他の子の産前産後休暇（掛金免除）を開始したとき

【提出書類】

「3歳未満の子を養育しない旨の申出書」 * 

*様式は、HP [公立学校共済組合大阪支部](#) [検索](#) → 様式集 → 長期給付関係（年金）の様式 にあります。

(2) 年金情報の提供

ア ねんきん定期便

毎年1回、誕生月の月末に組合員に対し、共済本部より「ねんきん定期便」を自宅あて送付し、年金情報（加入記録、年金見込額）の提供を行います。



年齢区分	送付形式	見込み額等の内容
節目年齢（59歳）	封書	60歳まで加入を延ばした見込み額、加入履歴
節目年齢（35歳、45歳）	封書	加入実績での見込み額、加入履歴
節目年齢以外：50歳以上	圧着はがき	60歳まで加入を延ばした見込み額
節目年齢以外：50歳未満	圧着はがき	加入実績での見込み額

イ 地共済年金情報 Web サイト

公務員厚生年金期間にかかる年金加入期間や年金見込額等を閲覧できます。利用に際しては、申込が必要（4週間程度かかります。）となり、次の方は利用できません。

- ・ 老齢厚生（退職共済）年金の受給年齢に達している方
- ・ 一時金全額受領期間のみを有する方
- ・ 離婚時の年金分割制度の適用を受けた方

詳細については、以下のサイトでご確認ください。

HP [公立学校共済組合大阪支部](#) [検索](#) →ピックアップコンテンツ内
年金加入記録や年金見込額を知りたいとき（地共済年金情報 Web サイトのご案内）
→ [地共済年金情報 Web サイト](#)



ウ 年金払い退職給付（退職等年金給付）の給付算定基礎額残高通知書

毎年1回、共済本部より自宅あてに送付し、直近1年間（前年4月から3月まで）の「給付算定基礎額残高」等をお知らせします。

- ・ 組合員：毎年、送付します。
- ・ 退職者：退職時と節目年齢（35歳、45歳、59歳、63歳）の翌年度に送付します。



(3) 離婚時の年金分割制度について

離婚することによって、自動的に「年金額」が分割されるものではありません。離婚する当事者それぞれが婚姻期間（「対象期間」といいます。）中に支払った厚生年金等の保険料納付記録（標準報酬）を分割請求（「離婚特例適用請求」といいます。）することにより分割されます。

ア 離婚時の年金分割制度（平成19年4月～）

当事者間の合意又は裁判手続きにより、請求する按分割合を定める必要があります。

イ 離婚時の国民年金第3号被保険者期間についての年金分割制度（平成20年4月～）

上記アに加えて、国民年金第3号被保険者期間については、協議なしに、当事者の一方からの請求により、平成20年4月以降の対象期間中の標準報酬（給与）額を自動的に2分の1に分割されます。

ウ 請求方法とその期限

(ア) 分割の請求手続きについて

当事者は「標準報酬改定請求書（離婚時の年金分割の請求書）」及び次に掲げる書類等を提出します。

- ① 婚姻期間等を明らかにすることができる書類（戸籍謄本等）
- ② 按分割合を定めた書類（公正証書等）
- ③ 当事者双方の生存を確認できる書類（1か月以内の双方の住民票等）

(イ) 請求期限

離婚をしたとき等の事由に該当した日の翌日から起算して **2年を経過した場合は、離婚特例適用請求をすることができません。**

エ 当事者に対する標準給与額等に関する情報提供

分割のための按分割合を決めるために必要な情報をあらかじめ把握しておきたい当事者については、「年金分割のための情報提供請求書」により情報提供を請求することができます。

オ 各請求書の提出先

「標準報酬改定請求書（離婚時の年金分割の請求書）」及び「年金分割のための情報提供請求書」は、共济組合又は最寄りの年金事務所のいずれの窓口でも受付できます。

当該請求書が必要な方は、各窓口でお取り寄せください。

(4) 短期在留外国人への脱退一時金の支給について

ア 支給要件

日本国籍を有しない組合員が退職し、次の条件をすべて満たしている場合、脱退一時金の請求をすることができます。

- (ア) 受給資格期間が10年未満で、年金を受けることができない。
- (イ) 受給資格期間が6月以上である。
- (ウ) 退職後、帰国等により日本国内に住所を有しない。
- (エ) 障害厚生年金、障害共济年金、障害手当金、障害年金、特例老齢年金の受給権を有したことがない。
- (オ) 最後に被保険者資格を喪失した日（その日に日本国内に住所を有していた人は、同日後初めて日本国内に住所を有しなくなった日）から起算して2年を経過していない。

※ ただし、日本との間で通算関係にある社会保障に関する協定が発効されている国の年金制度の適用を受ける場合は、脱退一時金の支給はされません。（以下の（5）の表参照）

イ 脱退一時金の額

平均給料(給与)月額×組合員期間に応じた額（平成27年9月まで）
 ＋
 平均標準報酬額×組合員期間に応じた額（平成27年10月以降）

(5) 社会保障協定について

近年の企業の国際化に伴い、日本と諸外国との間においては、企業の相互進出等により活発な人材派遣が日常的に行われています。日本から相手国への派遣や、相手国から日本への派遣における派遣者の公的年金制度の加入に関しては、今まで次のような問題が生じてきました。

- 相手国へ派遣された者については、派遣先と派遣元のそれぞれの国の年金制度に二重に加入することが義務付けられる場合がある。
- 一時的な派遣の場合、派遣先の国の年金制度に加入している期間が短く、受給資格要件を満たさないため、年金が受給できない場合がある。

この問題を解決するため、日本と諸外国との間で社会保障に関する協議が行われ、いくつかの国とは社会保障協定が締結・発効されています。

社会保障協定の締結状況

令和4年6月現在

相手国	協定発行	免除対象となる社会保障制度		年金期間 通算	適用証明書 の交付
		日本側	相手国側		
ドイツ	平成12年2月	年金	年金	○	○
イギリス	平成13年2月	年金	年金	×	○
韓国	平成17年4月	年金	年金	×	×
アメリカ	平成17年10月	年金、医療	年金、医療	○	○
ベルギー	平成19年1月	年金、医療	年金、医療、労災、雇用保険	○	○
フランス	平成19年6月	年金、医療	年金、医療、労災	○	×
カナダ	平成20年3月	年金	年金 *ケベック州年金制度を除く	○	×
オーストラリア	平成21年1月	年金	退職年金保障制度(老齢給付のみ)	○	○
オランダ	平成21年3月	年金、医療	年金、医療、雇用保険	○	○
チェコ	平成21年6月	年金、医療	年金、医療、雇用保険	○	○
スペイン	平成22年12月	年金	年金	○	○
アイルランド	平成22年12月	年金	年金	○	○
ブラジル	平成24年3月	年金	年金	○	○
スイス	平成24年3月	年金、医療	年金、医療、雇用保険	○	○
ハンガリー	平成26年1月	年金、医療	年金、医療、雇用保険	○	○
インド	平成28年10月	年金	年金	○	○
ルクセンブルク	平成29年8月	年金、医療	年金、医療、労災、雇用保険	○	○
フィリピン	平成30年8月	年金	年金	○	○
スロバキア	令和1年7月	年金	年金、労災、雇用保険	○	○
中国	令和1年9月	年金	年金	×	○
フィンランド	令和4年2月	年金、雇用保険	年金、雇用保険	○	○
スウェーデン	令和4年6月	年金	年金	○	○
イタリア	発効準備中	年金、雇用保険	年金、雇用保険	-	-

(注) 各協定の最新の情報については、公立学校共済組合本部又は日本年金機構のホームページでご確認ください。

※「**適用証明書**」の交付について……日本から相手国へ派遣される場合、日本の地方職員共済組合法の社会保障制度に加入していることを証明する書類を交付しますので、速やかに年金グループへ申し出てください。申請されてから交付まで1～2か月かかります。

なお、韓国、フランス、カナダに派遣される場合は、「適用証明書」ではなく、公務員の身分であることを証明する公用旅券や身分証明書を相手国の勤務先等に提示することで、当該国の年金制度への加入が免除されます。

7 年金等相談コーナー

年金受給者からの年金についての相談に応じるため、年金等相談コーナーを設置しています。

ア 相談の方法

電話（直通：06-6944-2088）又は来室

受付時間 午前9時半～午後5時（正午から午後1時を除く。）

イ 設置場所

大阪支部（大阪府教育庁教職員室福利課内）